

令和5年度 鹿児島県介護ロボット導入支援事業補助金Q&A

Q1 「介護ロボット導入計画」には何を記載すべきですか？

本補助金の趣旨である、介護ロボットの使用による「介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化」を踏まえ、これに即した目標や期待される効果等を記載してください。詳しくは、介護ロボット導入計画書記入例または鹿児島県介護ロボット導入支援事業実施要綱等をご確認ください。

Q2 導入しようとする機器が補助対象となる介護ロボットか確認する方法はありますか？

経済産業省が実施している「ロボット介護機器開発・導入促進事業」で採択されているものは補助対象となります。経済産業省のホームページにある一覧表等でご確認ください。
また、複数の部品で構成されるものについては、介護ロボットとしての最低限の機能を有する部分をもって1台（セット）とします。

Q3 前年度、本事業で介護ロボットを導入している場合に新たに導入する分に対し申請できますか。

今回、新たに導入する介護ロボットの分については、昨年度の補助の実績の有無に関わらず申請することができます。

Q4 補助金の交付決定前に購入又はレンタル、リース契約したのも補助対象となりますか？

令和5年4月以降に購入又はレンタル、リース契約したものについては、対象とします。

Q5 レンタル又はリース契約を3年間で締結する場合、翌年度（令和6年度）以降のレンタル又はリース契約についても補助対象となりますか？

当該年度（令和6年3月31日まで）のレンタル又はリース料が補助対象となります。
（例）令和5年10月1日～令和8年9月30日の3年間でレンタル契約
→ 補助対象は、令和5年10月1日から令和6年3月末分のレンタル料
（ただし、上限は30万円までです。）

令和5年度 鹿児島県介護ロボット導入支援事業補助金Q & A

Q6 受信・制御機器として使用するパソコン・タブレット等は対象機器に含まれますか？

機器の稼働に不可欠の専用の受信・制御機器であれば補助対象となりますが、汎用性のあるものは他に流用可能なため、補助対象となりません。

Q7 実績報告書はいつまでに提出すればいいですか？

補助事業の完了した日から起算して20日以内（ただし令和6年3月31日まで）に提出してください。

なお、補助事業の完了した日とは、原則として介護ロボットを購入又はリースし、その費用の支払いを終えた時とします。

Q8 本補助事業を活用して導入した介護ロボットを1年間は使用しましたが、その後、事業所の都合で使用しないことは可能ですか？

本補助金は、原則として3年以上当該介護ロボットを使用することが条件になっております。また、必要に応じ「介護ロボット使用状況報告書」を提出していただく場合があります。

Q9 同一法人で複数の事業所を運営している場合、その事業所毎に応募することは可能ですか。

それぞれの事業所毎に応募することは可能です。

Q10 1次募集で応募し採択を受けた場合、追加で2次募集にも応募することは可能ですか。

1次募集に応募し、採択を受けた事業所については、2次募集の対象事業所にはなりませんので御了承ください。

令和5年度 鹿児島県介護ロボット導入支援事業補助金Q & A

Q11 1法人に2つの事業所がある場合、1台のロボットを事業所間で共有して使用してもよいですか。

「鹿児島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱」では、実施主体を「法人」単位でなく、「事業所」単位で定めています。また、介護ロボットの導入は、加算や指定基準にも大きく影響を与えます。このことから、法人単位で共有して使用することは想定しておりません。

Q12 見守り機器導入に付随する「Wi-Fi環境」の整備に係る費用について、補助対象になり得ますか。

対象となります。詳しくは、鹿児島県介護ロボット導入支援事業実施要綱を参照してください。

Q13 介護ロボットを3台まで導入可能な事業所において、1台は見守り介護ロボット、残りの2台を移乗介護ロボットというように、1回の計画書で数種類の介護ロボットの申請を行うことは可能ですか。

可能です。ただし、計画書には、どちらのロボットについても明確に記入ください。

Q14 見積額が固まらない場合、計画書はどのように作成すればよいですか。

見積額の不透明な計画書に対しては、内示を行うことができませんので、見積額が固まってから作成していただくこととなります。

Q15 本体と別売りの消耗品は「導入する際に必要な諸経費」に含まれますか。

「導入する際に必要な諸経費」とは、機器を設置する際の費用（役務費・組立て費、不可分経費）とされます。したがって、本体とは別の消耗品は補助対象経費に含むことはできません。

令和5年度 鹿児島県介護ロボット導入支援事業補助金Q & A

Q16 見積額の中に導入前の業者による現地調査に係る費用が計上されてしまいました。
た。

原則としてQ15のとおりであり、現地調査等の間接的な費用は補助対象外とします。

Q17 補助対象経費として、消費税も含まれますか。

含まれます。見積及び計画書を作成する際も消費税を含めてください。なお、含まれた消費税については、補助金に対する消費税及び地方消費税の仕入控除税額に関する手続きの際、返還されることとなります。

Q18 本体価格にアップグレードサービスが含まれている場合、補助対象となりますか。

本体価格内に含まれているアップグレードサービスの経費は不可分のため、その最も期間が短いものについては、本体価格と見なして補助対象経費とします。なお、可分の場合は、補助対象外とします。

Q19 補助率が4分の3になる条件を満たし、補助率4分の3で補助金を受給した場合、当該年度（令和5年度）中に、計画時に設定した人員基準等を達成する必要がありますか。

「介護ロボット導入計画書」で設定した、人員配置の効率化や職員の休憩時間の確保等を当該年度中に達成することは必須ではありません。ただ、介護ロボットの導入により、計画時に設定した人員配置の効率化等が達成できるよう、事業所として継続的に取り組んでいただきます。計画時に設定した人員配置等が達成できなかった場合は、その理由を分析して、「導入実績報告書」に記入してください。

Q20 導入効果の報告について、当該年度（令和5年度）以降も継続して報告する必要がありますか。

令和4年度以降も継続的に導入効果の報告を行っていただきます。具体的な報告内容や方法、期限等については、改めてお知らせします。